

第5章 「地域の宝物」の保存・活用の方針と措置

第1節 小豆島町の将来像

ここまで確認したように、小豆島町ではさまざまな団体が「地域の宝物」を把握し、保存・活用を推進し、独自性を活かしながら各種施策を実施してきた歴史を持つ。特に近代以降の観光地化の中核であった名勝神懸山（寒霞渓）や棚田等の景勝地、オリーブ・醤油・佃煮等の基幹産業への取組は目覚ましく、近代には大いに賑わい、現在においても小豆島を端的に特徴づけている。また、民俗芸能や祭礼等の活発な地域活動に見られるように、「地域の宝物」が地域の誇りとして捉えられ、地域のシンボルとして機能している。また、近年では、日本遺産「知ってる!? 悠久の時間が流れる石の島～海を越え、日本の礎を築いたせとうち備讃諸島～」は、旧来より知られていた島の魅力に「石」の視点で新しくスポットを当てており、島内外の様々な方面で親しまれているほか、日本古来の石工の技術にも注目されている。

同時に、これら以外にも多数の「地域の宝物」や歴史文化の特徴があるにも関わらず、専門的な調査や保存活用が十分に行えておらず、町内外へ十分に発信できていない現状が明らかとなった。また「地域の宝物」の保存・継承の多くは、地域や所有者が主体的に取り組んでいるが、地域の弱体化により今後確実な保存・継承を図ることができるかが非常に不明瞭となっており、地域のみでの活動では、地域のシンボルを守り伝えていくことが難しくなっている。

第4章に示したこれらの課題に対応するため、将来像を『「地域の宝物」を守り育てて活用し、誇りと自信をもって次の世代につなげていく』と設定し、実現に向けて以下の基本方針を定める。

【目指すべき将来像】

「地域の宝物」を守り育てて活用し、誇りと自信をもって次の世代につなげていく。

- ① 「地域の宝物」を積極的に把握・発信することで、担い手が地域に誇りと自信を持って、「地域の宝物」を次代に継承し、保存・活用できる取組を行う。
- ② 地域や担い手と協働しながら、「地域の宝物」の保存・活用の取組を行い、地域活動、観光、産業のさまざまな分野での保存・活用を推し進め、地域の賑わいを取り戻す。

【基本方針 A】 「地域の宝物」を把握する。

- ・ 「地域の宝物」を次の世代につなげていくため、積極的に収集・探求して大切さを明らかにして、保存・活用の基盤を作る。

【基本方針 B】 「地域の宝物」を後世に伝える。

- ・ 「地域の宝物」を確実に後世に伝えるため、地域や担い手とともに連携し、総がかりで「地域の宝物」の保護を行う。

【基本方針 C】 「地域の宝物」を発信する。

- ・ 地域の誇る「地域の宝物」を町内外に発信し、「地域の宝物」の大切さを理解し、親しめる仕組みを作る。

【基本方針 D】 「地域の宝物」を活用する。

- ・ 「地域の宝物」を活用して、地域の宝物、観光、産業等の分野で、地域の賑わいを取り戻す。

【基本方針E】 「地域の宝物」を愛する人を育成する。

- ・ 「地域の宝物」継承のため、「地域の宝物」を愛し、地域を担う人材を育成して地域を支える。

【目指すべき将来像】

「地域の宝物」を守り育てて活用し、誇りと自信をもって次の世代につなげていく。

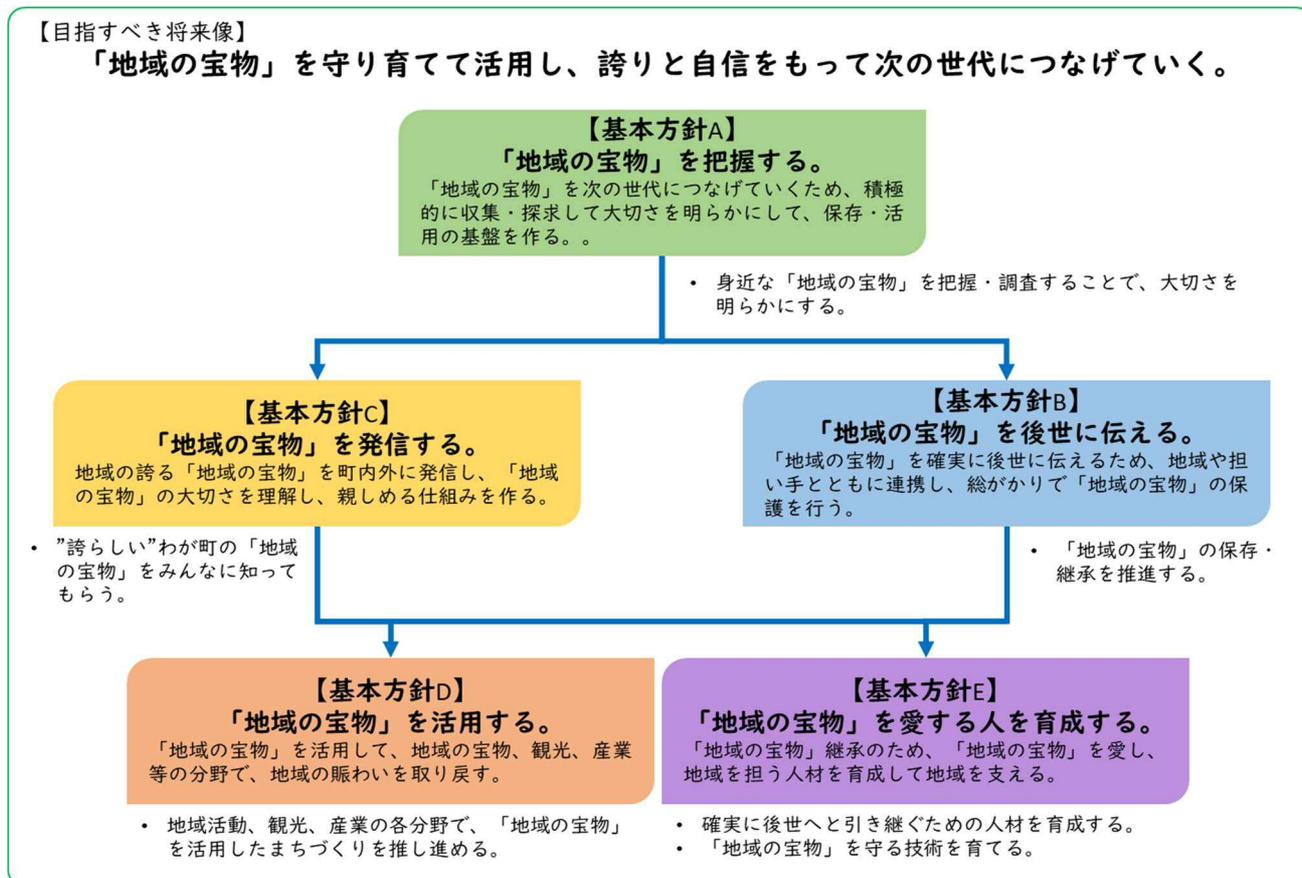


図 5-1 目指すべき将来像と基本方針

第2節 方針と措置

町の将来像を実現するため、以下の取り組みを行う。

実施にあたっては、住民・行政・所有者等と連携し、学識経験者の協力を得ながら、地域が総がかりで取り組むことを前提とし、町費のほか、県費補助金や国庫補助金（文化財補助金、文化芸術振興費補助金、地方創生推進交付金等）、その他民間助成等を活用し、適切に財源の確保に努めるものとする。

【措置の凡例】

- 本項目の各措置は、別添の「小豆島町文化財保存活用地域計画」措置表とリンクしている。
- 計画期間は、前（3年以内）、中（5年以内）、後（10年以内）を想定している。
- 取組主体の「行政」には、関連する課名を記号で記載している。記号は以下の内容を示している。
「生」：生涯学習課、「商」：商工観光課、「農」：農林水産課、「オ」：オリーブ課、
「企」：企画財政課、「総」：総務課

【基本方針 A】 「地域の宝物」を把握する。

- ・ 「地域の宝物」（霊場、採石、祭礼、食文化等）の把握調査を行って価値を明らかにするとともに、「地域の宝物」活用を促進して、地域の魅力を磨きあげていく。
- ・ 学識経験者とも連携し、住民に協力を求めながら、霊場、採石、祭礼、食文化等の各分野の文化財調査を実施する。

番号	措置	事業概要	計画期間			取組主体			
			前	中	後	行政	住民	所有者	専門家
1	「地域の宝物」の把握体制の検討	住民を巻き込みながら把握作業を進めていくための組織化や体制化を検討する。	●	●	●	◎ 生	○		○
2	「地域の宝物」調査の促進	霊場、採石、祭礼、伝統産業等の魅力向上のため、大学等の関係機関と連携しながら、文化財調査を行い、更なる価値づけを行う。	●	●	●	◎ 商・生	○	○	◎

【基本方針 B】 「地域の宝物」を後世に伝える。

- ・ 「地域の宝物」を後世へと伝えていくため、指定等文化財の保護や修理の推進、災害・盗難等の対策、日常的な維持管理や清掃、モニタリング、環境の整備を推進する。
- ・ 保護にあたっては、財政支援のみならず、本質的な価値が失われないような保存修理・記録作成のための技術支援や学識経験者の紹介等の相談窓口の設置、文化財所有者と行政とを繋ぐ文化財保護指導員等、多方面から所有者等の行う保存修理活動への支援を行う。
- ・ 貴重な資料を確実に保存するため、資料寄贈の受け入れのための場所の確保やルールを整備する。
- ・ 町並みや景観は、小豆島を特色づける重要な「地域の宝物」として把握された。今後保存・活用を進めていくため、都市計画、農業振興の各分野とも連携しながら、文化財保護法等の法的な景観の保護を視野に入れながら検討を進める。
- ・ 本町には災害発生時の文化財の対応が規定されておらず、緊急的な対応が難しいため、災害に対応できるよう香川県や関係機関、民間団体等と連携した体制づくりを行う。対応にあたっては、文化庁の策定した「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」及び香川県の策定した「香川県文化財保存活用大綱」に基づき、関係機関との連携を行うとともに対応マニュアルを整備する。
- ・ 民俗芸能や災害体験等の無形の「地域の宝物」を記録として継承していくため、映像記録や音声等のデジタル媒体での資料保存を検討する。

番号	措置	事業概要	計画期間			取組主体			
			前	中	後	行政	住民	所有者	専門家
3	「地域の宝物」の指定・登録	「地域の宝物」を指定・登録し、確実な後世への継承を図る。	●	●	●	◎ 生	○	◎	○
4	「地域の宝物」の保存・整備等の推進	文化財の確実な継承のため、国庫や県費等の財源を確保しながら、所有者の行う保存・修理等の取組を支援する。	●	●	●	◎ 生	○	◎	○
5	町費補助事業の拡充の検討	文化財の確実な継承のため、設備点検、清掃管理等の維持管理への補助事業を検討する。	●	●	●	◎ 生			
6	町有資料の収集と充実化	古文書や美術工芸品、民具、古写真、無形の「地域の宝物」のデジタル媒体資料等の収集整理を行う。	●	●	●	◎ 生	○	○	

番号	措置	事業概要	計画期間			取組主体			
			前	中	後	行政	住民	所有者	専門家
7	個別文化財の計画策定の検討	名勝神懸山(寒霞溪)等、個別文化財の保存活用のため、計画策定を検討する。	●	●	●	◎ 生		○	◎
8	景観保全の検討	中山千枚田の農村景観や「醬の郷」の産業景観等の法的な保全を検討する。		●	●	◎ 生・ 商・農	○	○	◎
9	文化財保護指導委員制度の検討	文化財を守るため、定期的な巡視とともに、所有者と行政との情報共有を図る。	●			◎ 生			
10	各種顕彰会の活動推進	壺井栄、平井兵左衛門、田中河内介等の地域の先人の顕彰団体の活動を推進する。		●	●	○ 生	◎		
11	災害時の対応マニュアルの整備	文化財の保全のため、災害・盗難時に円滑に対応できるよう行政、所有者(管理者)の対応指針を定める。	●	●	●	◎ 生・絵		◎	

【基本方針 C】 「地域の宝物」を発信する。

- 「地域の宝物」の理解を促進するため、広報誌やホームページによる発信とミニ企画展を継続して行い、地域住民や域外への「地域の宝物」の周知と理解を促進する。周知にあたっては、関連する文化財等の「地域の宝物」を面的にまとめたストーリーを活用することにより、より広く「地域の宝物」の理解につながりやすいよう工夫を行う。
- 食文化(地場産品)や日本遺産の発信では、歴史文化のストーリーを付与することで、地場産品の付加価値を創出する。

番号	措置	事業概要	計画期間			取組主体			
			前	中	後	行政	住民	所有者	専門家
12	「地域の宝物」に触れる機会の創出	文化財や「地域の宝物」の展示、公開促進等により、文化財に触れる機会を創出する。	●	●	●	◎ 生			
13	「地域の宝物」に親しむ情報発信	「地域の宝物」や関連文化財等の映像等を活用した町広報誌連載やパンフレットを活用して、わかりやすい形で情報を発信する。	●			◎ 生			
14	地場産品や郷土食の情報発信	食品産業等と連携し、「食べる」宝物に関する情報発信を推進する。	●	●	●	◎ 農・オ 商・生	○		
15	日本遺産の情報発信	日本遺産「知ってる!?悠久の時間が流れる石の島～海を越え、日本の礎を築いたせとうち備讃諸島～」に関する情報発信を行う。	●	●	●	◎ 商			◎

【基本方針 D】 「地域の宝物」を活用する。

- これまで培ってきた「地域の宝物」を活用するため、関係者間で「地域の宝物」の価値を共有し、ユニークベニュー等の様々な形で活用することで、地域の魅力向上のほか、商工分野、観光分野等での活用を図る。特に地域や公民館での活用促進のための仕組みづくりや助成を検討する。
- 「地域の宝物」に親しむため、看板等の便益施設や、観光客や地域住民が活用できるモデルコースや見学対象となる「地域の宝物」の整備等を行い、上記の活動を支える素地づくりを進める。
- 生活生業の場である「地域の宝物」は、地域が持続可能な形で保存・観光が共存できるように、見学ルールを検討する。
- 観光、産業、社会、自然等の各分野において、地域資源を生かしながら、地域住民と行政、事業所が協働しながら、持続可能な観光地を目指す。

番号	措置	事業概要	計画期間			取組主体			
			前	中	後	行政	住民	所有者	専門家
16	「地域の宝物」まちづくり支援事業	「地域の宝物」や関連文化財等を地域づくりに活用するため、各地域、各団体が自主的に行う「地域の宝物」を活用した事業の財政支援を検討する。		●		◎ 生	◎		
17	公民館活動による「地域の宝物」の活用促進	公民館活動等を利用して、地域で「地域の宝物」の活用を促進する。	●	●	●	◎ 生	◎		
18	ユニークベニユーの活用	文化財建造物や景勝地の新たな魅力を発信するため、行事や現代アート等の会場としての活用を推進する。	●	●	●	◎ 企・生		◎	
19	観光のための環境整備、ルール整備	見学観光環境（便益施設、看板等）整備と、「地域の宝物」を守りつつ地域と観光が共存するための見学ルールを整備する。	●	●	●	◎ 生・商			
20	「地域の宝物」モデルコースの設定	「地域の宝物」に親しむため、町歩き等のモデルコースを設定する。		●		◎ 生・商			
21	日本遺産を生かした観光振興	他地域にない日本遺産のストーリーを紡ぎ、長期的で大きな視野のブランディングを行う。	●	●	●	◎ 商			○
22	フィルムコミッションの推進	小豆島の美しい景観を活かし、映画やテレビ等のメディアの誘致を図る。	●	●	●	◎ 商		○	
23	持続可能な観光の推進	住民や企業と連携し、地域の社会、自然に配慮した持続可能な観光地づくりに取り組むため、講習会等を行う。	●	●	●	◎ 商	○		○
24	地場産品や郷土食の普及啓発	「地域の宝物」を活用し、醤油、素麺、オリーブ等の食品産業の魅力を普及啓発する。		●		◎ 農・オ 商・生	◎	◎	

【基本方針E】 地域を愛する人を育成する。

- ・ 地域の魅力を向上させ、地域を愛し、「地域の宝物」を確実に後世へと引き継いでいくための人材を育成する。特に、学校と連携したふるさと学習や、愛好家等の育成に努め、住民の小豆島への愛着を深めていく。
- ・ 無形の「地域の宝物」の確実な継承を図るとともに、継承に必要な不可欠な技術の継承を図る。

番号	措置	事業概要	計画期間			取組主体			
			前	中	後	行政	住民	所有者	専門家
25	ふるさと学習の推進	学校やボランティアと連携し、子どもたちにさまざまな「地域の宝物」に触れる機会を提供する。		●	●	◎ 生	○	○	○
26	学校での読み聞かせ事業の推進	学校支援ボランティアを活用し、「地域の宝物」に関する読み聞かせを推進する。	●	●	●	○ 生	◎		
27	「地域の宝物」を守り伝える人材育成	日本遺産「石の島ガイド」を中心とした「地域の宝物」を語り伝えるガイドや、守り伝える人材を育成するため、講習会やガイドブックの作成を検討する。		●		◎ 商・生	◎		
28	失われつつある技術の継承	石積み、伝統技術などの継承のための仕組みづくりを検討する。	●	●	●	◎ 商・生	○		○
29	無形民俗文化財の後継者を育成する。	無形民俗文化財を支える人材や技術（楽器演奏、太夫等）の継承のため、講習会や財政支援を検討する。	●	●	●	◎ 生		◎	◎